

紹介制度契約約款

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）は、顧客紹介者が、サービス利用希望者に対して当社のサービスを紹介する顧客紹介制度（以下、「本紹介制度」という。）の内容について、この紹介制度契約約款（以下、「本契約約款」という。）で定めています。本紹介制度を利用する方は、必ず本契約約款の内容を確認してください。

第1章 本契約約款の目的

第1条（本契約約款の目的）

本契約約款は、顧客紹介者が、サービス利用希望者に対して当社が別途定める当社の紹介対象サービスを紹介し、サービス利用希望者が当社のサービスの利用を開始することで手数料を授受する顧客紹介制度について定めます。

第2章 定義

第2条（定義）

本契約約款において、次の用語は以下に示す意味を有するものとします。

- (1) 「顧客紹介者」とは、本契約約款にもとづいて当社の対象サービス利用契約希望者を当社に紹介する者をいいます。
- (2) 「対象サービス」とは、当社が提供するホスティングサービス、クラウドサービスその他のサービスのうち、当社が別途紹介対象として定めたサービスをいいます。
- (3) 「サービス利用契約」とは、当社とサービス利用者が対象サービスの提供及び利用等を目的として締結する契約をいいます。
- (4) 「サービス利用約款」とは、サービス利用契約の内容を明らかにするために定める利用約款をいいます。
- (5) 「サービス利用者」とは、当社が提供する対象サービスの利用者をいいます。
- (6) 「サービス利用希望者」とは、対象サービスの申込を検討する者をいいます。
- (7) 「サービス利用料金」とは、サービス利用者がサービス利用約款にもとづいて当社に支払う新規セットアップ料金、月額利用料金、オプションサービス利用料金その他の料金をいいます。
- (8) 「報酬」とは、顧客紹介の対価として当社が顧客紹介者に支払う報酬をいいます。

第3章 本契約の成立

第3条（申込の方法）

1. 顧客の紹介を行うため、顧客紹介者として登録を希望する方は、次の各号のいずれかの方法により本契約の申込を行ってください。
 - (1) 当社のウェブサイト上の申込フォームのすべての項目に入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行う方法
 - (2) 申込書のすべての項目に記入し、押印（電子印鑑を含む。）のうえ、これを当社に提出する方法
2. 顧客の紹介を行うため、顧客紹介者として登録を希望する方は、本契約の申込に際して、本契約約款のすべての内容を確認してください。当社は、本契約約款の内容の全部又は一部を承諾しない方については、本契約

の申込をお断りしますので、その場合には前項に定める申込を行わないでください。

第4条（本契約の成立要件）

本契約は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時に成立するものとします。

- (1) 前条第1項に定める申込が当社に到達すること。
- (2) 当社が顧客紹介の申出に対して承諾の意思表示を行うこと。

第5条（承諾を行わない場合）

当社は、次の各号に掲げる事由があるときは、本契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本契約約款に違反して顧客紹介を行うことが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
- (3) 申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 第19条第1項に定める反社会的勢力である場合。
- (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがあると当社が合理的に判断する場合。

第4章 顧客紹介者の権利及び義務

第6条（顧客の紹介）

1. 顧客紹介者が本紹介をするときは、当社が別途定める手続き（サービス利用希望者による申込時の所定の紹介コードの入力等を含みますが、これに限られません。）に従って行うものとします。なお、申込後の事後的な紹介の申告は、いかなる場合も本紹介制度の対象外とします。
2. 顧客紹介者は、日本国の国内に住所を有する者に対してのみ紹介を行うことができるものとします。
3. 顧客紹介者は、当社を代理してサービス利用希望者との間においてサービス利用契約を締結する代理権を有しません。

第7条（紹介に係る紛争処理）

顧客紹介者は、サービス利用希望者と顧客紹介者の間における本契約に起因または関連する紛争について、自らの責任においてこれを解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第8条（報酬）

1. 当社は、顧客紹介者からの紹介によって当社とサービス利用希望者との間においてサービス利用契約が成立した後、サービス利用者が対象サービスの利用を開始した場合には、顧客紹介者に対して報酬を支払うものとします。
2. 報酬の金額、発生条件及び支払い条件は、対象サービスごとに当社が別途定めるものとします。サービス利用料金の金額について改定が行われた場合、その他合理的必要性がある場合には、当社は、報酬の金額、発生条件又は支払い条件を変更することができるものとします。
3. 顧客紹介者が第9条（報告義務）第1項に規定する義務の履行を怠ったことにより、当社が顧客紹介者に報酬を支払うことが困難であると判断した場合、当社は、顧客紹介者が報酬を受領する権限を放棄したものとみなし、以後すべての報酬の支払義務を免れるものとします。
4. 前各項にかかわらず、顧客紹介者が自ら対象サービスの利用申込を行う場合（自社への紹介）、本紹介制度の対象外とし、当社は報酬を支払う義務を負わないものとします。

第9条（報告義務）

1. 顧客紹介者は、本契約の申込の際に当社に知らせた事項又は報酬の振込先として当社に知らせた銀行口座

について変更があったときは、直ちにその旨及び変更の内容を当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行うものとします。

2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして報酬の支払その他の本契約に関する事務を行います。

第10条（顧客紹介者の地位の処分の禁止等）

1. 顧客紹介者は、本契約にもとづく顧客紹介者の地位、権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、又はこれを担保に供してはなりません。
2. 顧客紹介者は、本契約にもとづいて成立した当社に対する債権を第三者に譲渡し、又はこれを担保に供してはなりません。

第11条（秘密保持の義務）

1. 顧客紹介者は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在若しくは内容を漏らし、又は本契約遂行以外の目的でこれを利用してはなりません。
2. 前項の規定は、本契約の終了後も、これを適用します。

第12条（商標の使用等）

1. 顧客紹介者は、当社が特に文書をもって明示的に許諾を与えた場合のほか、当社の有する有形の資産並びに商標権、商号権、特許権、著作権その他の無体財産権その他一切の無形の資産について、利用権その他の権利を有しません。
2. 前項に定める当社の資産を顧客紹介者が自ら使用し、又は第三者にこれを使用させた場合において、これによって当社に損害が生じたときは、顧客紹介者は、その損害を当社に賠償する責任を負うものとします。

第13条（保証）

顧客紹介者は以下の事項を保証するものとします。

- (1) 本契約約款を遵守すること。
- (2) 当社、サービス利用希望者またはサービス利用者の名誉・信用を毀損する行為、営業秘密・プライバシーを侵す行為を行わないこと。
- (3) 当社の既存のサービス利用者に対し、サービス利用契約を解約の上、自己を通じて再度サービス利用契約を締結するように推奨しないこと。
- (4) 本契約申込の際に当社に告知した事項がすべて真実であること。
- (5) 日本国内に拠点を有する法人であり、かつ、消費税法に基づく適格請求書発行事業者であること。

第14条（損害賠償義務）

当社及び顧客紹介者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合は、これを賠償しなければなりません。ただし、当社が顧客紹介者に対して損害賠償責任を負担する場合には、その賠償額は、当該損害の生じた日から遡って1年以内に当社が顧客紹介者に支払った報酬の総額の範囲に限定されます。

第5章 本契約の更新及び終了等

第15条（存続期間及び更新）

1. 本契約の存続期間は、その成立の日から1年間とします。
2. 前項に定める存続期間の満了により本契約が終了する場合には、その存続期間の満了の日の1カ月前までにいずれかの当事者が相手方に対して更新拒絶の通知をしない限り、本契約は1年間の存続期間をもって同一の内容で更新されます。更新された本契約が存続期間の満了により終了する場合も同様とします。

第16条（顧客紹介者の行う解除）

顧客紹介者は、将来に向かって随意に本契約の解除を行うことができるものとします。

第17条（当社の行う解除）

1. 顧客紹介者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当社は、将来に向かって無催告で直ちに本契約の解除を行うことができ、かつ、それによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 第13条（保証）の保証その他本契約約款の定める義務に違背した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じるおそれがある場合。
2. 前項の解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げません。

第18条（本契約終了の効力）

特段の合意がない限り、第8条第1項に基づき本契約の終了日時点で発生済の報酬請求権及び第14条に基づく損害賠償請求権は、本契約の終了後も存続するものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び顧客紹介者は、相手方に対して、本契約約款締結日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本契約約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (2) 暴力団関係企業。
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
 - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及び顧客紹介者は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為。
3. 当社及び顧客紹介者は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本契約の解除を行うことができます。
4. 当社及び顧客紹介者は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第6章 紛争の解決等

第20条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第21条（裁判管轄）

本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第22条（紛争の解決のための努力）

本契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第7章 本契約約款の改定

第23条（本契約約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本契約約款を変更することができます。
 - (1) 本契約約款の変更が、顧客紹介者の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 本契約約款の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による本契約約款の変更にあたり、変更後の本契約約款の効力発生日の前に相当な期間をもって、本契約約款を変更する旨及び変更後の本契約約款の内容とその効力発生日を当社が適当と認める方法により顧客紹介者にお知らせします。
3. 当社が顧客紹介者に変更後の本契約約款の内容を通知し、変更後の本契約約款の効力発生日以降に顧客紹介者が顧客紹介を行った場合、顧客紹介者は本契約約款の変更に同意したものとみなします。

附則（2026年7月13日実施）

本契約約款は、2026年7月13日から実施します。